



別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成23年 第 4 号
受付日	平成23年 7月25日
送付日	平成23年 7月25日
答弁受理日	平成23年 8月10日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。¹⁷⁸

質問者氏名	小川 政人
所管部局	倭 財政経営部長

【件名及び質問の要旨】

本市の市営住宅入居者のCTYの受信料を10年分一括立て替え払うことについて

問1 7月22日付けで回答があった①については質問していない。予算委員会全体会で地方自治法二百三十四条の三を読み上げ各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。となっているのに受信料を10年分一括払いできるのか尋ねた。地方自治法施行令一百六十三条で次の各号に掲げる経費については前金払いができる。となっており、二号で補助金、負担金、交付金および委託費となっているのを理由にして強引にCTY受信料を負担金と位置付けているが受信料は負担金ではないと思われる。なぜなら地方自治法施行令一百六十三条五号で定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料となっており、受信料は地方自治法施行令一百六十三条二号の補助金、負担金、交付金および委託費には含まれていない。CTYの受信料は地方自治法施行令一百六十三条五号にも含まれていない。同条の二号、5号除く、一号～七号までにも含まれていない。同条の八号をを受けた四日市市会計規則第74条の各号にも含まれていないので、CTYの受信料を、前金払うことはできない。よって、CTY

の受信料の前払いを地方自治法二百八条に例外とする規定はないので、地方自治法二百八条に違反することは明白である。そもそも、市営住宅入居者の CTY 受信料の立て替え払金は、本市の負担ではないので負担金ということじたい無理がある。立て替え金のことをなぜ負担金というのか、教えてください。

本市の市営住宅入居者の CTY の受信料を 10 年一括払いする契約や、10 年一括払いをすれば、住民監査請求や、住民訴訟を提起する用意があるが、勝訴できるつもりがおありですか、お尋ねします。

併せて市営住宅の CTY とのアナログ時代の受信料支払い契約を教えてください。

また、市営住宅入居者の CTY 受信料領収書の控えをお見せ下さい。

問 2 アナログ放送からデジタル放送に変更されても市の一般住宅では受信契約の変更契約は締結されていない。なぜ市営住宅だけ新たな契約が必要なのか、また、受信料の立て替え払いがないと市営住宅の入居者はデジタル放送が受信できないという説明は嘘ではないですか、お尋ねいたします。

この契約及び立て替え払いは CTY に便宜を図るためだけの契約でしかないのではないか、お尋ねします。

電気料金や、水道料金及び新聞の購読料金などと同様に、CTY が個々の入居者と受信料契約を結び入居者はデジタルテレビの購入やチューナーをテレビに取り付ければ遅滞なくデジタル放送が受信できたのではないかと、お尋ねします。

議会が付帯決議を解除するか、執行部が付帯決議を無視するかの、どちらかしか市営住宅入居者がデジタル放送を視聴できなくなる事にはならない。新たな、市営住宅入居者のデジタル放送を受信できなくするための決議にも反すると思われる。間違いですかお尋ねします。